

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」  
青少年保護ワーキンググループ（第4回）

1 日時 令和8年4月22日（水）17時00分～18時30分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、石戸構成員、上沼構成員、水谷構成員、米田構成員  
鶴田構成員（ご欠席）

（2）オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、  
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協  
会、一般社団法人電気通信事業者協会、こども家庭庁成育局安全対策課、経済産業省商務  
情報政策局情報経済課

（3）総務省

寺本参事官、田熊参事官補佐、内藤主査、曾谷官

4 議事

（1）開催要綱について

（2）論点整理案について

（3）意見交換

（4）その他

【曾我部主査】 時間になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護 WG の第 4 回会合を開催いたします。本日は皆様ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入ります前に事務局から連絡事項を申し上げますので、よろしく願いいたします。

【田熊補佐】 事務局でございます。まず本日の会議につきましては、公開とさせていただきますことを、ご了承いただければと思います。次に Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、Web 会議システムによる音声及び資料投影となり、傍聴者は発言ができない設定としております。また記録のため、録画をさせていただきます。本日の会合につきましては、構成員 6 名のうち、鶴田構成員 1 名がご欠席、鶴田構成員以外の 5 名がご出席となります。また、本日の資料につきましては、資料 4-1 から 4-3 までの 3 点となります。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。では、本日の議事に入りたいと存じます。本日の議事は 4 点ありまして、1、開催要綱について、2、論点整理案について、3、意見交換について、4、その他となります。まず議事の 1 の開催要綱につきまして、資料の 4-1 に基づき事務局からご説明をお願いします。

【田熊補佐】 事務局でございます。資料投影しながら、ご説明をさせていただきます。まず資料 4-1、開催要綱についてです。こちら、元の開催要綱から、形式的な修正があったものでございます。開催要綱の「6 その他」について、本 WG の庶務は、これまで情報流行政政局参事官室でございましたけれども、総務省の組織改編に伴って、情報流通振興課に変更しております。修正箇所はその 1 点です。事務局から説明は以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。こちらは、これでよろしいかと思えます。続きまして議事の 2 でございます。論点整理に移ります。資料の 4-2 及び資料 4-3 に基づきまして、こちらまずは事務局からご説明いただきます。お願いします。

【田熊補佐】 事務局でございます。資料 4-2、4-3 に基づきまして、ご説明させていただきます。本 WG の論点整理案についてでございます。基本的に資料 4-2 に沿いながら、ご説明をさせていただきます。

まず、右上 1 ページでございます。本グループの論点整理案としまして、「課題と論点の整理」における検討の基本的方向性として、3 つございます。昨年 8 月にまとめられました「課題と論点の整理」において定められた基本的方向性を記載しているものです。1 つ目、年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保すること。2 つ目、より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年保護について具体的な方策を講ずること。そして 3 つ目、青少年自身が、情報を適切に取捨選択する等の力の底上げ、リテラシーの底上げを図る。この 3 点でございます。

続きまして、「本 WG における共通認識」でございます。まず 1 つ目、「青少年保護 WG の在り方」についてです。こちら、こども家庭庁の方で取りまとめられました、「課題

と論点の整理」のうち、総務省が主担当となるものについて、これまで議論をいただいたものでございます。こちらの論点整理案は、こども家庭庁のWGで、今後ご報告を予定しているところでございます。

続いて、「全般」として3つございます。まず1つ目、こどもの発信・創作・参加といった権利や、ウェルビーイングは当然必要な観点でございますが、制限と情報アクセス、創作・発信のバランスが必要。2つ目、単なる禁止だけではなく、リテラシー教育も含めた、こどもたちが安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。3点目、諸外国における青少年保護に関する制度整備等の動向把握が必要。

続きまして「環境変化」についてです。1つ目、青少年インターネット環境整備法、こちら約20年前に制定されたものですが、現代の環境に同法が即していない。2つ目、SNSが青少年のコミュニケーション手段となっている以上、発信に関するリスクについて考えることが重要。3つ目、こどもたちは常時デジタル空間と接続することが前提となっている。

続きまして「リスクの多様化」についてです。1つ目、SNS、生成AIなどが出現し、対応すべきリスクが、非常に多様化している。2つ目、そういった状況を踏まえ、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでは、限界が生じている。

続きまして「青少年保護を取り巻く関係者」についてです。1つ目、スマホの普及に伴い、各関係者が果たすべき役割と現在の法的規律にアンバランスが生じている。2つ目、保護者が負わなければいけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなければいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべき役割は何かを整理することが必要。3つ目、技術的措置により、全てのリスクを解消カバーできるものではないことから、引き続き、リテラシーの取組推進は必要。

以上が、共通認識でございます。続いて、各論の説明となります。

このページ以降、下側に記載してありますが、第1回から第3回までの、構成員の皆様からのご発言でございます。そのご発言を踏まえまして、それぞれの論点を整理したものが上の四角囲みでございます。

まず1つ目、「プラットフォームサービスの設計上における青少年保護措置」についてです。そのうち、「保護措置」の内容についてです。大きく4つございまして、1つ目、サービスごとに設計や特性が異なることから、各サービスが抱えるリスクや使い方、必要なリテラシー、使用対象年齢を含む機能制限なども異なるのではないかと。2つ目、サービスごとのリスクも異なるため、一律の使用年齢制限をかけることは望ましくないのではないかと。3つ目、サービスごとのリスクや、リスクに対応する機能制限・保護措置・必要なリテラシーについて、各事業者に対して公表を求める必要があるのではないかと。4点目、保護措置の一環としての使用適正年齢の設定、設定理由及び確認手法等についての公表も求める必要があるのではないかと。

続きまして、4ページ、「年齢確認」についてです。1つ目、オーストラリアにおい

て、各事業者の年齢確認の信頼性やすり抜けの問題について議論されているといった状況を踏まえ、日本においても年齢確認に注目すべきではないか。2つ目、年齢確認は機能制限等の前提となるところ、多くの事業者が採用する自己申告のみで良いか。3つ目、年齢確認に関して、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか。携帯電話事業者の利用者情報、OSレベルの機能等を活用できるか。実効性の問題や、セキュリティの問題も含めて検討する必要があるのではないか。

こちらの内容につきましては、補足としまして、資料4-3でご説明をさせていただきます。資料4-3は、これまでの第1回から第3回までの資料をベースに作っているものでございます。資料4-3の25ページです。先ほど申し上げましたとおり、プラットフォームサービスの年齢確認について、どのような方法があるかということでまとめたものです。一番下が携帯電話事業者による利用者の年齢情報を提供してもらうといったものです。その上は、スマートフォンのマイナンバーカードの情報を活用するというやり方も選択肢の1つとしてあるというものでございます。

少し補足させていただきますと、法改正に伴いまして、マイナンバーカードの属性証明機能として、その利用者の氏名、住所、生年月日などの情報をスマホに搭載することが可能となっています。他方、それを活用するに当たって、署名用電子証明書というものが必要となりまして、それが15歳未満においては原則として発行していないといった状況でございます。

25ページの一番上が、OS事業者についてです。AppleとGoogleがAPIを提供しているものであり、概ね内容は同じようなものでありますので、Appleの記載でご説明させていただきます。こちらのAPIを活用することにより、アプリ事業者側が、こどものアカウントに関連付けられた年齢範囲の情報を確認することが可能となるものです。こちら飽くまでも年齢範囲でありまして、その利用者自身の生年月日ではないといった状況でございます。アプリ事業者が3つの閾値で設定することができるということであり、例えば、13歳、15歳、18歳という形で設定した場合には、13歳未満、13歳以上、15歳以上、18歳以上という4つの年齢範囲で、その利用者がどの区分に該当するかということが分かるようになるものです。例えば、利用者が14歳であった場合には、13+といった形で、アプリ事業者が確認することができます。

この場合に、何の手続きもなく利用者の情報が提供されるわけではなく、保護者がデータ共有を明示的に同意した場合に限って、アプリ事業者が情報を確認することができるといったものです。AppleのAPIにつきましては、既にiOS26から対応されています。Googleにおきましても概ね同じようなAPIが機能としてありますところ、4ポツ目にありますとおり、今後グローバルに展開されるといった状況でありまして、本年3月17日からブラジルで提供が開始されているといったものでございます。

資料4-2に戻りまして、年齢確認の4つ目です。利用規約上の対象年齢はあるが、年齢確認を異なる年齢ですり抜けた後の保護をどのように求めるべきか。

続きまして、「デフォルト設定」についてです。4つのうち、2つ目でございます。保護者が理解できるように、青少年保護措置の内容が表示されているか否かについても確認が必要ではないか。

3つ目、保護措置の設定は複雑であり、初期設定・デフォルト設定とすることが適切ではないか。

4つ目、保護措置の機能がない、もしくは初期設定とされていない場合に、各事業者に改善を促す仕組みが必要ではないか。

続きまして6ページ、「アプリストアのレーティング」についてでございます。1つ目、アプリストアによってレーティングの相違があることのリスクについて考える必要があるのではないか。

3つ目、それ踏まえましてどのような対応を取るべきか、議論が必要ではないか。

続きまして、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」についてです。OS事業者が提供しているペアレンタルコントロール機能について、携帯電話事業者が提供しているフィルタリングだけではなく、OS事業者のペアレンタルコントロール機能も含めた、技術的保護手段として捉え、その位置付けを議論すべきではないか。

続いて「携帯電話事業者による各種確認義務」についてです。携帯電話事業者による年齢確認の履行状況についてどのように改善を促すべきか。

続いて9ページ、参考として掲載しておりますICTリテラシーの向上でございます。こちら、これまでも本WGでご説明いたしましたとおり、本WGの検討項目にはリテラシーは含まれてはいませんでしたが、技術的保護手段に関する議論の中で、多くの構成員からリテラシーについても色々なご発言をいただきましたので、内容をまとめたものがございます。ICTリテラシーにつきましては、総務省において「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」という、リテラシーについて検討する会議体がございますので、そちらに対しまして以下の検討事項を提案すべきではないかということで、3つ記載しているものです。

最後、スマホソフトウェア競争促進法の関係でございます。青少年保護の観点からチョイススクリーンのフィルタリングへの影響など、施行に伴う影響を確認していく必要があるのではないかといったところでございます。

7ページの技術的保護手段に関して、OSのペアレンタルコントロール機能について、補足させていただきます。資料4-3の33ページでございます。これまで第2回などのWGで構成員限りとしてきました資料を、1枚にまとめて公表するものです。横串で見ただけならばと思います。上2つがいわゆるMNO事業者4社が提供しているフィルタリングサービス、あんしんフィルターとあんしんコントロールについてです。下2つがAppleのスクリーンタイム、Googleのファミリーリンクとなっております、それぞれ対応するリスクに対する保護を、1枚にまとめたものがございます。

また、最後にご説明しましたスマホソフトウェア競争促進法について、資料4-3の

42 ページで簡単に資料をまとめてございます。

最後、資料4-3の44 ページでございます。前回の第3回会合の時に、曾我部主査から、青少年インターネット環境整備法の16条とOSのペアレンタルコントロール機能についての関係性について、ご質問があったものでございます。こちらにつきましては記載の通り、法16条の規定と関係法令の条文の解説を掲載しているところです。

関係法令の条文解説にありますとおり、青少年有害情報フィルタリング有効化措置につきましては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのインストール・設定を想定しており、アプリの起動制限に関するOSの設定を含むとされています。このため、OSのペアレンタルコントロール機能を有効化することにつきましては、法16条、フィルタリング有効化措置を実施したということが適切ではないかということで、同法共管のこども家庭庁、経産省、総務省において整理をしているものでございます。資料4-2と4-3の説明は以上でございます。

**【曾我部主査】** どうもありがとうございます。そうしましたら今の説明と、それから資料4-2、4-3の内容につきまして、意見交換をしたいと思います。構成員の皆様方からご意見、ご質問等ありましたらよろしく願います。ご発言いただける方は、チャットか挙手機能のどちらかの方法でお知らせいただければと思います。では水谷構成員、お願いします。

**【水谷構成員】** 水谷でございます。ご説明ありがとうございました。論点整理案について、私としては全般的な方向性に異存はないと思いましたが、何点かコメントがあるのですけれども、他の構成員の先生方もお話しされるでしょうから、最初の共通認識の2ページ目のところで、まずは1点だけコメントをさせていただければと思います。共通認識も含めてこの論点整理案全般を読んで感じたのが、何のためにこのソーシャルメディアの青少年保護の仕組みを議論しなければいけないのかという、肝心の根っこの部分が分かりにくいのではないかと思います。

つまり、このあと青少年保護の論点を議論して制度設計につなげていくという方向になつていった時に、そこで保護しようとしている例えば児童の権利、利益というのは具体的にどういうものを想定していて、それに対してどういうリスクがあるのかということをごどこかで明記していただいた方がより分かりやすくなるのではないのでしょうか。我々は何回も議論してきたので、WGのメンバーとしてはある程度の共通認識があると思うのですが、この資料をメディアの皆さんや一般の市民の皆さんも見られるようになっているわけですから、今後論点整理として出していく上では、何のためにこれをやろうとしているのかということがポイントとして綺麗にちゃんと出ていないと、規制ありきでSNSを縛ろうとしているというように見られてしまうのではないかと。それはここでやってきた議論にとってあまり良くないことだなと思いますので、明記していただいた方が良いと思いました。

リスクについては、リスクの多様化というところでメンタルヘルスの話などが出てきて

おり、私自身はこのWGで何回か指摘をしたかと思えますけれど、今までの青少年保護の条例などでやられているものは、いわゆる有害図書あるいは不健全図書と指定されているような青少年にとっての有害なコンテンツに焦点を当てた流通規制だったわけです。しかし、このWGなどで議論の射程に入ってきているのはどちらかというとソーシャルメディアのインターフェースやアルゴリズムなど、そういったサービスのデザインの部分であり、特に青少年も含めて、デザインによってやめられないような設計になっているわけです。いわゆるアテンション・エコノミーに基づいた、長い時間なるべくプラットフォームは使ってもらいたいということになっているので、そういったデザインの部分がもたらすようなリスクについて、どこかで指摘をしていただいた方が良いのではないのでしょうか。やめられない設計というのは、こどもの利益にとっても、自分の意思で自律的にソーシャルメディアを利用するという点を阻害しているとも言えるわけなので、そういった観点からも触れていただいても良いのかなと思いました。私からは以上でございます。

**【曾我部主査】** どうもありがとうございます。いずれもごもっともなご指摘かなと思うのですが、1つは、どういったこどもの権利が問題になっているのかということについてのご指摘に関して、今回のWGの議論の立て付けが若干特殊で、こども家庭庁から宿題が出て、その部分をここで検討しているということなので、そうしたそもそも論的なところはこども家庭庁の方で最後取りまとめる時に出てくるということかなとは思いますが、これだけご覧になる方もいらっしゃるということは間違いないので、そういう意味では、ある程度は書き込んでいただいた方が良いのかなと思います。

あとデザインに関しては、資料4-2の2ページに「安全設計」に関する記載があり、意識はされているかと思うので、そこをもう少しどの程度強調するのかというところは、今のご指摘を踏まえてまた検討したいと思います。事務局の方で何かございますか。

**【田熊補佐】** ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思えますので、ご指摘踏まえながら、今後の資料作成につなげていきたいと思えます。

**【曾我部主査】** ありがとうございます。では、水谷先生、またありましたらよろしくお願ひします。次の方ということで、上沼構成員、お願ひいたします。

**【上沼構成員】** 論点整理案ありがとうございます。基本的に挙げられている内容については基本的に合意しますが、今の水谷先生のお話を聞いていて、起こっている事象とそれをどうしたら防げるかというような対応関係があるような形になっていると分かりやすいのではないかと思いました。たとえば、リスクの多様化のところで、例えば資料4-2の7ページ、技術的保護手段の部分でございますけれど、受信の制限とその発信のコントロールの部分については、端末に入っていれば対応可能だと思うので、端末での対応を入れる。サービスデザインのところは、ユーザー側ではどうにもできないし、ユーザーの端末ではどうにもできないので、プラットフォームでやっていただくしかないの、プラットフォームでの対応を入れる、など、そういうリスクとの対応関係ができるのではないかと思いましたので、それを提案させていただきます。

その他の論点で、今いただいているものの中で言いますと、論点整理案の2ページの「リスクの多様化」にいて申し上げます。色々なところで議論されていると思うのですが、青少年保護を取り巻く関係者のところで、今の携帯電話事業者に義務が重く掛かっているというお話とプラットフォーム事業者の部分が割と緩いという話はよくしてきましたが、OS事業者もう少しフォーカスをするような記載が入っていても良かったのではないかと思います。

今回、技術的保護手段としてペアレンタルコントロールの内容を入れてもらいましたが、ペアレンタルコントロールに関しても今のところ提供義務という形には特になっていません。したがって、青少年保護として考えるのであれば、使いやすいようにする、というぐらいのことははっきり言っても良いのではないかと思います。その辺りの各関係事業者のマッピングをもう1回考えても良いかなと思っています。

次に「アプリストアのレーティング」の6ページですが、今回気になっているのは、代替アプリストアは独自のレーティングをつけることができることです。その場合でも、iPhone上では、iPhoneのレーティングで判断されるというような複雑な構造になるらしいです。そうすると、保護者の側ではどこで何を信じたら良いか分からないということになりかねないので、そういう意味でレーティングの部分については少し整理をする必要があるのではないのでしょうか。日本のアプリレーティングの機関については、IARCに日本が入っていないというのは結構前から申し上げているところなのですが、最近Windowsでアプリを落とす時にIARCのレーティングが表示されますし、ゲームでもダウンロード販売のソフトは基本的にIARCレーティングです。日本でIARCのレーティングがかなり使われているのに日本ローカライズがされていないという状況については、やはり危機感を覚えるということを改めて申し上げます。以上です。

**【曾我部主査】** どうもありがとうございます。最後のレーティングの話は、今まで中々立ち入って議論できていないところでした。これをどう扱うのかというところは難しいのですけれど、ご指摘はごもっともですので、これも今後の検討をしないといけないと思いました。

2点目のOS事業者のところは私も同感でありまして、今回整理していただいた資料4-3の最後のページ、「アプリの起動制限に関するOSの設定を含む」と書いてあって、これだけ見るとアプリの起動制限に関するOSの設定だけが従来整理されていて、OSの機能に基づくWebのフィルタリングはここに対象外になっているように見えるので、そこがどうなっているのかというのがさらに気になるということと、このことをご質問した趣旨は、上沼先生のご指摘と関連しますが、このOS事業者の義務の在り方についても今回考え直す必要があるのではないかとということを以前から申し上げていて、現状の環境整備法だと19条で「フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない」と努力義務に留まるということと、努力義務の内容もかなり限定的であるということになっているわけです。

ただ他方で、今のようにフィルタリングのファミリーリンクやスクリーンタイムの機能をより重視していくということになると、OS事業者のこの点に関する義務ももう少し広く強いものとして考えていく必要もあるのかなというところで、そういう意味では今回論点整理案にOS事業者の項目がないということが少し気になるころではありました。そこはもう少し追加していただける余地があるのかということについて、何かあれば事務局の方にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【田熊補佐】事務局でございます。ありがとうございます。上沼先生及び曾我部先生からのご指摘を踏まえ、資料4-2の7ページ、「フィルタリング機能含む技術的保護手段」の部分をもう少し膨らませるなどあるかと思っておりますので、またご相談させていただければと思います。以上でございます。

【曾我部主査】ありがとうございます。こちらの7ページが1つ関連するかと。その他いかがでしょうか。水谷先生、他にあれば続きでお願いできたりしますか。

【水谷構成員】それでは、論点整理案の各論について、いくつかコメントさせていただきます。まずは3ページの保護措置のところですけれど、リスク評価のお話が入っていて、方向性自体は私も賛成なので、今後、具体的に詰めていかなければいけないところなのだろうと思います。その点で、やはりリスク評価の事後的に、事業者外部からのモニタリングと再評価があるということが重要かなと思います。それはリスク評価自体がおざなりにならないように外部からちゃんと見ておくということも重要ですし、逆に過剰規制になっていないかというようなことも含めて、事後的にきちんとチェックするというところが必要なのかなということが1点目でございます。

2つ目が、同じくリスク評価のところなのですが、本日の資料の中にチャイルドセーフティの取組一覧表が参考資料として出てきておりますが、各事業者がすでにチャイルドセーフティに対してきちんと取組をされているというところはあると思います。今後、この手の議論は世界中でなされていくので、そういった中で、積極的に民間主導や業界団体の主導で自主的に、青少年が安全に使えるようなより良い設計をしていくような、そういう取組を事業者がしていくということについて、リスク評価の中で、逆にプラスに評価されるという視点も組み込んでいく必要があるのではないかと思います。

つまり自主的に事業者が積極的にチャイルドセーフティの取組を、アテンション・エコノミ的なデザインに対抗して自分たちでやっていくインセンティブを作っていかなければいけないので、真面目にやっている事業者とそうではない事業者でちゃんと評価に差がつくというような、そういう仕組みを作っていく必要があるのかなと思います。

3点目は、これもEUの動きなどを見ていて感じるところで、リスク評価に関連して、所管の大臣に調査権限や報告徴収の権限をちゃんと付与しておくというのは重要かなと思います。EUもデジタルサービス法の執行の前に調査を入れています。

この部分もリスクの部分も、現時点で議論しているものと全く違うリスクやサービス設計自体が出てくる可能性があるわけです。ソーシャルメディアでも、XのGrokのようにサ

ービスに生成 AI がくっついてくるみたいなことは、今後も他のサービスであり得るところで、そこで何か起きた時に所管の官庁がちゃんと調査をできるというような仕組みを作っておくというのは、透明性やアカウンタビリティの観点でも大切なと思います。青少年保護のこの手の議論が海外で議論になり始めたきっかけの1つは、インスタグラムが10代の女の子たちのメンタルヘルスに悪影響を与えているのではないかという内部文書の暴露でした。子どもたちに対するリスクのあるという点を分析したデータというのは中々表に出てこないの、何らかの問題が表面化した時には、しっかりと調査できるような体制づくりというのを考えていく必要があるのかなと思いました。

【曾我部主査】 ありがとうございます。リスク評価を事業者がするだけでなく、外部からのエンフォースメントも必要ではないかというご指摘かと思います。ありがとうございます。

【米田構成員】 米田でございます。ありがとうございます。プラットフォームの部分が、現場で中学生・高校生とかにもよくこの辺り聞いたりするのですが、インターフェースの部分が見やすく、保護者と一緒に何かできるといった部分のところをぜひ見ていただけるようお願いしたいと思っております。以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。インターフェースについてのご指摘ということです。では次のページ、資料4-2の4ページをお願いします。こちらは年齢確認の問題でございます。ご意見等ありましたらお願いいたします。

自己申告だけで良いのかということなのですが、私から資料4-3の25ページ、Apple、GoogleのAPIの話が出ているところで、OSのAPIのこと、これも結局のところ自己申告だという認識で良いのでしょうか。

【田熊補佐】 事務局でございます。今確認している限りですと記載のとおり、それぞれアカウントを作る時の情報となりますので、現時点では自己申告と理解しております。

【曾我部主査】 そうすると例えば、アプリのアカウントを作る時の年齢の自己申告とOSのAPIの前提となる自己申告というのは同じように考えて良いということになりますか。

【田熊補佐】 違いとしては、SNSのアプリですとそれぞれSNSごとにアカウントを作ることになるのですが、OSですと大元の入り口のところの1つのアカウントで、統一した形で年齢確認ができるというところが大きいかなと考えております。

【曾我部主査】 アプリのインストールをする時、アカウントを作る時には本当に適当に入力できるけれども、OSの設定となると一定の重みがあるので、自己申告であっても多少信頼度が高まるとか、そういった話というのはあり得るのでしょうか。

【田熊補佐】 おっしゃるとおりかと思いますが、その違いはあるものと考えております。

【曾我部主査】 多少の違いはあるかもしれないということでしょうか。ありがとうございます。では、水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】 今の年齢確認のところで、Apple と Google のこの API の仕組みは非常に似ているようなのですが、決定的な違いが2つの間にはあるのかというところだけを先に事務局に確認したく、いかがでしょうか。

【田熊補佐】 事務局です。まだ詳細をきちんと理解できていないところもありますが、現時点で我々が把握している限りですと、大きな相違はなくて、資料の一番下にありますように、Apple はもう既に iOS26 から対応されている。Google においてはまずはブラジルで提供されているといったところがありますが、基本的には大きな違いはないものと理解しております。

【水谷構成員】 ありがとうございます。仕組みに差があるならそれを考慮しなければいけないと思ったのですが、あまり差がないと理解しました。それでは、別のポイントについてのコメントですが、4 ページの年齢確認の3点目の項目の最後にプライバシーやセキュリティの問題というのが指摘をされていて、私自身もこの点は年齢確認をどういう仕組みを入れるか等、プライバシーの視点について気にしております。EU とオーストラリアの規制も、手法に差はあれ、年齢確認については信頼性の高い仕組みを導入しなさいという規制だと思うのですが、オーストラリアの規制のガイダンスを見ても、プライバシーとのバランスを考慮してやりなさいと書かれていますし、EU も最近年齢確認アプリをリリースしていて、ブループリントを見るとプライバシーをかなり重視してやっていくという方向性だと思います。日本においても年齢確認の仕組みの部分で言うと、情報の漏洩やセキュリティイベントの完璧さは中々難しいかもしれませんが、年齢確認を厳格にすればするほど大人もちゃんとやらなければいけないという話になりますので、万一、情報漏えいのようなセキュリティ上の事故があった場合には、多くの人がダメージを追うことになるので、システムの堅牢性なども考慮して、検討されるべきだろうと思っております。その点も、EU やオーストラリアの動向を注視してやっていく必要があるかなと思っております。以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。プライバシー・セキュリティの問題をご指摘いただいたと思います。次に上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】 年齢確認については、現状ほぼされていないという状況だと思います。ただ、利用規約上で事業者側は少なくとも13歳未満禁止と言っているということは、サービス設計上、13歳未満のユーザーに対する安全配慮はできませんと言っているということですから、こどもの安全を確保する仕組みというのを考えていただく必要があるのではないかと思います。

ただ、年齢確認を各プラットフォーム事業者がしなければいけないのかという問題も一方であります。先ほどの OS レベルですという話になれば、別に個別にする必要はないということになるので、その辺りはユーザーの利便性と実効性とプライバシー上の問題を考えて、検討する必要があるのではないかと思います。青少年保護として一定年齢については一定の保護を与えるのであれば、年齢確認はもう前提と言って良いのではないでしょ

うか。以上です。

【曾我部主査】 ありがとうございます。利用規約上の対象の問題と18歳未満かどうかというのは、年齢確認と言っても複数の年齢の確認があり得るところには、留意が必要かなと、あと年齢確認を義務付けるべきだというご意見でした。

【田熊補佐】 1点、補足でございます。先ほどのOSのAPIの関係で、OS側は最初にiPhoneやAndroidを新しく契約する時に入口で初期設定として作るということと、既存のSNSは数あるアプリのうちの1つとしてそれぞれのアプリごとに年齢を入れるというところが大きな相違点かと思えます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。では、次のデフォルトの話に参ります。こちらについて何かコメントなどありましたらお願いいたします。

OS事業者の関係で言うと、初期設定の際に生年月日を入力するという話がありました。そうすると、例えば入力された年齢で青少年であることが分かると、そのまま青少年保護の機能が設定されるような、初期設定のフローに現状なっているのか、あるいはそうでなければそうした形にさせていただくということが考えられるのかなとも思うのですが、その辺りについていかがでしょうか。

【田熊補佐】 事務局でございます。端末においてはそのような設定になっているかと思えますので、OSのAPIをアプリ事業者が使うということであれば、OSで初期設定された年齢と紐づきながら、保護措置が取られると理解しております。以上でございます。

【曾我部主査】 スクリーンタイムやファミリーリンクといったOSと紐づいた機能についても同様でしょうか。

【田熊補佐】 同じものと理解しております。

【曾我部主査】 そうすると、初期設定をしていく流れで最初の保護措置も設定されるようなフローになっていると。

【田熊補佐】 そのとおりかと思えますけれど、念のためその辺りきちんと整理できればと思っております。

【曾我部主査】 その他いかがでしょうか。

【水谷構成員】 ちょっとコメントしそびれたのですが、先ほどの上沼先生がおっしゃられたコメントに全面的に賛成でございます。次にデフォルト設定についてですが、ここでの論点は各事業者が用意しているチャイルドセーフティやペアレンタルコントロールの仕組みをどれだけデフォルトにしているかという形式的なところも重要だと思うのですが、やはりデザインの観点で言うと、例えば無限スクロール的なものは、人を釘付けにしまわすスロットマシンのような仕組みだと言われているわけです。あるいはプッシュ通知。昼間であれば良いですが、夜の寝るタイミングの時間に通知が入ってくるのは、アテンションを引いて思わず手が伸びるわけなので、プッシュ通知の仕組みとして、夜は鳴らないようにしているとか、そういった実際の設計デザインの中身も議論をする方が良いのではないかなと思います。もちろんサービスごとに設計が異なるので、細かに全部は考慮でき

ないわけですが、特に言われている無限スクロールやプッシュ通知のような構造がチャイルドセーフティの観点からデフォルトできちんと制限になっているかどうか。これはリスク評価の部分とも関係するかと思いますので、そこも踏み込んで議論した方が論点になるのかなと思いました。以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。アプリのデフォルト設定に関しては、まさにリスク評価の項目として入ってくるので、おっしゃるとおりかと思います。

「技術的保護手段」という言葉がカギ括弧になっている趣旨をお伺いしたいのですが、現行法では別に概念としてあるわけではないけれど、今後、環境整備法では「フィルタリング」という用語を使っているところ、もっと拡張して「技術的保護手段」という広い枠組みで捉えるように制度化していく方向性ということでカギ括弧になっているのでしょうか。

【田熊補佐】 ご認識のとおりでございます。上沼先生から前回ご発言があったことも踏まえて記載しておりますので、フィルタリングよりも少し広い位置付けという形で、今後議論できればと考えているものでございます。以上です。

【曾我部主査】 ありがとうございます。では、上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】 「フィルタリング」という言葉がもう最近何を指しているのか人によって違うので、言葉の整理をしないと、あなたの言っている「フィルタリング」は何ですか？というところから始めなくてはならないことになって、議論が錯綜するというのが正直な感想ではあります。また、今の環境整備法だと携帯電話事業者がネットワーク型のフィルタリングをまだ維持していますが、それは、あまり費用の割に効果がないからやめても良いのではないかと考えております。

【曾我部主査】 ありがとうございます。そこはキャリアの義務が一気に大幅に軽くなるわけですが、それで良いのかというのはまた別途大きな問題かと思います。

【上沼構成員】 ネットワークが携帯電話のネットワークを使っている時しかかかっていない状態なので、ご自宅でWi-Fi接続している状況だとあまり意味がないかなと思います。

【曾我部主査】 自宅でも携帯はキャリアの回線を使っているという人もいるかなと思いますが、実態が分からないところです。今はもうスマホしかないという人たちも結構いるわけですので。

【田熊補佐】 今後議論するに当たりまして実態把握が必要かと思いますので、引き続き研究していきたいと思っております。

【曾我部主査】 お願いします。では次のページ、キャリアによる確認義務の履行の問題です。こちらはいかがでしょう。以前、正規の代理店での履行状況が悪いのか、あるいは量販店みたいなところで悪いのかといった点について質問差し上げたところ、そこまでは分からないという回答だったかなと思います。この点についてはいかがでしょう。特になければ次のページ、リテラシーのところ。別のところに検討の要請をされるとい

うことですので、追加して織り込むべきことがあればコメントいただければと思います。次、チョイススクリーン関係です。こちらについても、影響を確認していく必要があるのではないかとこのところではあります。

【上沼構成員】 既存のユーザーのチョイススクリーンで、レーティング上、使用が許されているブラウザは使えるようになってしまうというも聞いています。ブラウザが安全かどうかという話と、ブラウザを使って接続する接続先が安全かどうかというのは別の話なので、乗り換えたブラウザできちんとフィルタリングが提供されているかどうかは確認する必要があります。お子さんが自分で確認することはないと思いますので、その辺りは引き続きウォッチして、もし、フィルタリングが適用されないブラウザが使えるようになっているのであれば、何らか告知するなどの対策は取っておかないといけないのかなと思いました。

【曾我部主査】 チョイススクリーンでそのブラウザを選択した結果、いつの間にかフィルタリングが外れてしまっている可能性があるということでしょうか。

【上沼構成員】 ブラウザは大した危険機能はないからレーティング的には許されているのだと思うのですが、そうするとチョイススクリーン上で選択可能なブラウザを選択することで、本来アクセスすべきではない接続先にアクセスが可能となるというリスクが出てくるという可能性があります。

【曾我部主査】 様々な機能が交錯するところなので、そうした不整合なことが起こりがちかなと思いますので、確認していく必要があるかと思います。

【水谷構成員】 ご指摘があったチョイススクリーンのようなものも含めて、スマホの影響がどこに生じているのかというのを調査した方が良いというのには私も同感でございます。特にスマホ法の7条や8条の指定事業者の禁止行為の例外に、青少年保護に関しては入っているわけで、事務局の方でも注視・調査をしていただいた方が良いかなと思いました。

【曾我部主査】 この問題はいったん調査をすれば良いというよりは、アプリやOSのアップデートといったタイミングで突発的に随時生じる類いの話なので、もし不具合を検知した時には速やかに対応をしていただくような形を作っていく必要があるのかなと思いました。

【上沼構成員】 水谷先生のご意見に追加です。禁止の例外として青少年保護は入っているのですが、青少年保護が義務付けられてはいないというところが問題なので、青少年保護の義務付けが必要だと考えています。禁止の例外としてやっても良いという位置づけという構造がとても不安定だと思っています。そういう意味でも、OS事業者に対する保護の位置付けというのをこのタイミングで入れた方が良いかなと思います。以上です。

【曾我部主査】 ありがとうございます。青少年配慮義務を入れるとすれば環境整備法に入れるということかもしれません。その他、全体を通じて補足的なコメントがあれば伺いたいと思います。

【米田構成員】 1点。ICT リテラシーというところなのですが、最近メディアリテラシーや情報リテラシーといった言葉が色々出てきているので、言葉の整理が必要だと思います。AI に関してもですが、色々な言葉が錯綜してきています。以上でございます。

【曾我部主査】 おっしゃるとおり、色々な概念が錯綜してきているというのはおっしゃるとおりで、こどもほど多様に必要なリテラシーが広がっているということかと思えます。今回、事業者に求める事柄を中心に議論していますが、やはり引き続きリテラシーは重要だということです。

【石戸構成員】 基本的な方向性については異存ございませんが、議論を伺う中で、用語の前提と現状との間に一定のずれが生じている点が気になりました。

例えば「フィルタリング」という概念は、もともと受信リスクを前提とした時代の枠組みに基づくものですが、現在は発信や拡散を中心としたリスク構造へと変化しています。その意味で、当該用語のみでは十分に現状を捉えきれない側面があり、「技術的保護手段」のように、サービス設計全体を包含する概念へ再整理する必要性については、私も同様に重要だと認識しております。

また、「保護」という言葉についても、子どもを受動的な存在として捉える前提に立つものですが、実際には子ども自身が発信や生成の主体となっている状況がございます。そのため、「守る」という観点に加え、「どのような環境を設計するか」という視点が、これまで以上に重要になっていると考えます。

従来の保護は、フィルタリングやアクセス制限、年齢による遮断といった外側からの制御が中心でしたが、今後は、出会いにくくする、見えにくくするといった形で、構造的にリスクを低減する環境設計のアプローチが、実効性、利用者負担、自由との両立といった観点からも、より重要になるのではないのでしょうか。

このように、状況の変化に伴い、リスクの捉え方や対応の考え方自体が変化している点について、構造的に整理していただくことで、現状認識と今後求められる対応の関係性が、より明確になるのではないかと感じました。特に、用語が従来の枠組みを引きずっていることにより、概念的なギャップが生じている可能性についても、どこかで共有しておくことが有益ではないかと考えます。

【曾我部主査】 環境変化という項目がありますので、こどもたちがより能動的にスマホなどが使えるということが大事であるというようなことも含めて、総論的なところに反映できれば良いのかなと思いました

【水谷構成員】 今の石戸先生の環境設計の視点が重要であるというご指摘を、私もまったく同感と思いながら聞いておりました。そのうえで、オーストラリアの規制は二段階あって、16歳という一律の年齢制限をかけるというような形がまずあり、そこにプラスして、信頼性の高い年齢確認の措置を執りなさいという立て付けになっているわけです。そして、私としては一律に国が16歳まではSNSは使えないように年齢制限をかけるというようなことをやるというのは、方向性としても適切ではないとずっと思っております。こ

どもたちの知る権利やメディアを使う自由との衝突が絶対あるわけですし、サービスごとに適正年齢は絶対違うはずなので、一律に年齢制限をやってしまうというのは適切ではないと思います。むしろ石戸先生がおっしゃられたように、事業者が安全に使えるような設計を提供していくということが求められています。ただ、現状のアテンション・エコノミーというビジネスモデルからすると、安全設計をするインセンティブが事業者に働きにくいというところがあります。そこに対してきちんとテコ入れをしていく必要があるのではないかという趣旨が、論点整理やこの後の報告書で明確になるような形にしていれば良いのかなと思いました。以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。今の記述でも、ご発言に共鳴するような部分はあると思いますので、さらに今のご指摘を踏まえた修文をいただきたいと思います。意見交換はこれまでにさせていただきたいと思います。論点整理案につきましては、大筋でご賛同いただけたのかなと思います。個別のところについては様々なご意見がありましたので、今後反映していくということと、あと少し大きいものとしては OS 事業者についての項目をもう少し入れるべきではないかというところがありました。

今後、本日も議論いただきました論点整理案に基づきまして、次のステップとして WG の報告書案という形で文章にまとめまして、次回の会合でご議論をいただくという段取りにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【曾我部主査】 ありがとうございます。最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

【田熊補佐】 次回の会合の日時につきましては、追ってご連絡とさせていただきます。また、今回取りまとめたいただきました論点整理につきましては、こども家庭庁の「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」の次回会合にて、総務省側からご報告をする予定でございます。以上でございます。

【曾我部主査】 ありがとうございます。それでは以上をもちまして、青少年保護 WG の第 4 回会合を閉会いたします。本日は熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

【終了】